東根市週休２日確保工事（建設工事）実施要領の改正について

■ 改正概要

・「発注者指定型」の廃止

週休２日確保の取組状況の浸透に伴い、「発注者指定型」の呼称を廃止し、緊急を要する工事及び対象期間が30日未満の工事以外の全ての工事について、通期における４週８休以上の確保を必須とする「週休２日確保工事」とする。

・工事費の積算

工事費の積算については、国土交通省が令和８年４月、山形県が令和８年10月から週休２日の取得に要する費用計上を廃止したことに合わせ、当初積算及び変更積算における週休２日確保に係る補正を廃止するものとする。

■ 適用

令和８年 11 月２日以降に発注手続きを開始(施行伺)する設計書から適用